



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 ニッパン（日発販売株式会社）  
代表者名 代表取締役社長 石川 隆 重  
コード番号 7563 東証 2 部  
問い合わせ先 取締役常務執行役員管理本部長 佐々木 孝  
(TEL. 03-5690-3001)

## 「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、下記に記載した事由により内部統制に重要な欠陥がある旨を記載する「平成 21 年 3 月期内部統制報告書の訂正報告書」を提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

当社元従業員による不正取引に係る内部調査及び外部調査委員会による確認の結果、売上原価の修正等必要と認められる訂正を行うため、過年度の決算を訂正するとともに、提出済みの平成 19 年 3 月期中間期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期までの間の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出することといたしました。これに伴い過年度の財務報告に係る内部統制評価を見直した結果、平成 21 年 6 月 25 日に提出いたしました第 51 期（自平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）内部統制報告書の記載事項の一部を訂正するため、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

#### 2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

#### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_を付して表示しております。

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価手続を実施した結果、平成 21 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断する。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。従って、当事業年度末日における当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断した。

## 記

平成 22 年 2 月に当社元従業員（営業所の元所長）による不正取引が発覚した。元従業員の担当する取引において平成 22 年 1 月末日に予定されていた仕入先への返品に係る入金がないため、社内調査を行ったところ、当該仕入返品は実態のない架空取引であることが判明した。

これを受けて社内調査を進めたところ、次の事実が判明した。

元従業員は、平成 18 年 4 月から販売価格を数倍上回る価格で購入するという異常な逆鞘販売取引を行っていた。当該取引による損失を隠蔽するため、販売価格を上回らない価格で仕入を計上し、仕入先に支払うべき金額との差額について架空の品番を設定し仕入計上を行った。この処理により発生した架空の在庫を圧縮するため、他の仕入先口座において架空の仕入返品を計上し、結果として実体のない商品在庫及び買掛金のマイナス残高を発生させた。

内部調査及び外部調査委員会による確認の結果、本不正取引による会計上損失に計上すべき損害総額は 387 百万円であり、売上原価の修正等を含む過年度の決算訂正を行った。この結果、提出済みの平成 19 年 3 月期中間期から平成 22 年 3 月期第 3 四半期までの間の有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出した。

不正取引発生に至った原因分析および問題点については、以下のとおりである。

### (1) 承認者自らの取引における牽制機能の欠陥

当社における販売・購買・在庫管理業務プロセスの内部統制整備状況は、処理者が承認を実施できたという職務分掌上の問題を除き、重要な不備、欠陥は見受けられない。不正取引においては、これらの業務プロセスの中で承認者が自ら事務処理を行い自ら承認を行ったことにより、内部統制上の牽制機能が働かなかった。このことが、不正取引を防止できなかった主な要因であった。

### (2) 管理監督体制の欠陥

本不正取引の実行期間は発覚時点まで 3 年 11 ヶ月という長期間に亘っている。対象会社内では、発覚以前にも在庫・買掛金での異常値を認識していたが、その理由および対策について元従業員本人へ確認したのみに止まっていたことで早期発見できなかった。結果として、承認権限および管理機能が営業所長・営業課長へ過度に集中しており、上長・上部組織・関係他部門による異常値に対する確認が徹底していなかった。

### (3) 人事管理面の問題

元従業員は、懲戒解雇処分を受けた時点で不正取引発生部門に着任以来 11 年 5 ヶ月を経過しており、長期間同一部署に在籍し同一取引先を担当していることで、特に管理職就任後、本人以外の者が関与できない業務処理を行うことが可能な環境になっていた。

### (4) コンプライアンスの不徹底

本不正取引の直接的な原因とは言えないが、ルール理解・遵守意識の不足およびルール遵守の徹底への指導不足などから、事務処理におけるルール遵守が徹底されていないことが想定され、この機にコンプライアンス教育・指導を強化する必要がある。

以上